２　次の各号に掲げる者は、前項の規定による合意として、当該各号に定める財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

一　旧代表者の推定相続人及び会社事業後継者　会社事業後継者以外の推定相続人が当該旧代表者からの贈与又は当該株式等受贈者からの相続により取得した財産

二　旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者　個人事業後継者以外の推定相続人が当該旧個人事業者からの贈与又は当該事業用資産受贈者からの相続により取得した財産

第七条第一項中「後継者は」を「会社事業後継者は」に改め、同項第一号中「特例中小企業者」を「特例中小会社」に改め、同項第二号中「後継者」を「会社事業後継者」に改め、同項第三号中「後継者」を「会社事業後継者」に、「特例中小企業者」を「特例中小会社」に改め、同項第四号中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「、第四条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号ロ中「特例中小企業者」を「特例中小会社又は当該旧個人事業者が営んでいた事業」に改め、同項第二号中「第四条第一項第二号」を「旧代表者の推定相続人及び会社事業後継者が第四条第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　第四条第三項の規定による合意（前二条の規定による合意をした場合にあっては、同項及び前二条の規定による合意。以下この条において同じ。）をした個人事業後継者は、次の各号のいずれにも該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができる。

一　当該合意が当該旧個人事業者が営んでいた事業の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。

二　申請をした者が当該合意をした日において個人事業後継者であったこと。

三　第四条第五項の規定による合意をしていること。

第八条第一項中「第四条第一項」の下に「又は第三項」を、「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第三項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第九条第一項中「株式等」の下に「及び同条第三項の定めに係る事業用資産」を加え、同条第三項中「旧代表者」の下に「又は旧個人事業者」を加える。

第十条第一号中「第七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二号中「後継者」を「会社事業後継者」に、「又は」を「若しくは」に、「こと。」を「こと又は旧個人事業者の生存中に個人事業後継者が死亡したこと。」に改め、同条第三号中「後継者」を「会社事業後継者及び旧個人事業者の推定相続人でない個人事業後継者」に改め、「新たに旧代表者」の下に「又は旧個人事業者」を加え、同条第四号中「旧代表者」の下に「又は旧個人事業者」を加える。

第十五条第二項中「後継者」を「会社事業後継者」に、「その他」を「、旧個人事業者（同条第四項に規定する旧個人事業者をいう。）、個人事業後継者（同条第五項に規定する個人事業後継者をいう。）その他」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号中「第二十一条第一項及び第二項」を「第十二条及び第二十七条」に、「第三十三条、第三十五条及び第四十一条」を「第三十九条、第四十一条、第四十七条及び第五十八条」に、「第五十四条第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同項第二十二号中「第二十一条」を「第十条」に改め、同条第二項第六号中「第五十四条第二項」を「第七十二条第二項」に改め、同条第五項中「第五十四条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

第十八条第一項第二号中「第二十一条第一項及び第二項」を「第十二条及び第二十七条」に改める。

第二十二条第一項中「第五十四条第一項第一号」を「第七十二条第一項第一号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条の規定　公布の日

二　第三条及び附則第五条の規定　民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十二号）の施行の日

（経営発達支援計画に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（次条第三項及び第四項において「施行日」という。）前にされた第二条の規定による改正前の商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下「旧支援法」という。）第五条第一項の認定の申請であって、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

２　この法律の施行の際現に旧支援法第五条第一項の認定（旧支援法第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けている経営発達支援計画については、なおその効力を有するものとし、当該経営発達支援計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた経営発達支援計画に関する変更の認定、認定の取消し、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例及び報告の徴収については、なお従前の例による。

（保証事業等の廃止に関する経過措置）

第三条　全国団体（旧支援法第四条第二項に規定する全国団体をいう。以下この条及び次条において同じ。）の平成三十一年三月三十一日に終わる事業年度の旧支援法第十一条に規定する保証事業等（以下この条及び次条第一項において単に「保証事業等」という。）に係る事業報告書、財産目録及び収支計算書については、なお従前の例による。

２　全国団体の平成三十一年四月一日に始まる事業年度の保証事業等に係る事業計画、収支予算及び資金計画については、なお従前の例による。

３　全国団体の平成三十一年四月一日に始まる事業年度は、施行日の前日に終わるものとする。

４　全国団体の平成三十一年四月一日に始まる事業年度の保証事業等に係る事業報告書、財産目録及び収支計算書については、なお従前の例による。この場合において、全国団体は、当該事業年度の保証事業等に係る事業報告書、財産目録及び収支計算書を、施行日から三月以内に経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

第四条　全国団体は、保証事業等を廃止したときは、旧支援法第十二条の信用基金（次項において単に「信用基金」という。）を廃止するものとする。

２　全国団体は、前項の規定により信用基金を廃止した場合において、信用基金に残余財産があるときは、当該残余財産を、国から交付された金額及び全国団体が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として国以外の者（以下この項において「出えん者」という。）から出えんされた金額の割合に応じて、国及び出えん者に返還しなければならない。